

広告

大きく変わった

相続・贈与

専門家に相談して対応を

「相続税」というと「わが家は金持ちでないから関係ない」と思っている人が多い。だが、2015年に相続税の非課税枠である基礎控除が縮小されたことにより、相続税を負担しなければならない人の数は倍増し、相続税対策が必要なケースも増えている。一方で相続・贈与に関する法律や税制はたびたび改正されている。自己判断で相続税対策を行うと、かえってトラブルになりかねないので、専門家のサポートは不可欠だ。相続に特化しているランドマーク税理士法人に相談すれば、適切なアドバイスが受けられる。

相続税評価額の計算は専門家に依頼する

相続が起こったとき、亡くなった人の遺産の額によって相続税がかかる。かからないか、かかるとしたらいくらか、という非課税枠があり、遺産が基礎控除を超えていたら、超えた部分に相続税がかかるという仕組みだからだ。

現在の基礎控除は3000万円(600万円×法定相続人の数)。例えば相続人が3人の場合だと、基礎控除は4800万円となる。基礎控除は税制改正によって2015年から、それまでの6割に縮小されたため、相続税がかかるケースが増加した。亡くなった人100人のうち、相続人に相続税負担が生じる人の数を見てみると、税制改正前の14年は4.4人だったのに対し、23年は9.9人に倍増している。

大きく変わった生前贈与のルール

遺産が基礎控除を超えているかどうかは、亡くなった人の遺産の相続税評価額の総額を計算してみないとわからない。相続税評価額の求め方は遺産の種類によって異なり、現金・預貯金は残高、建物は固定資産税評価額となっている。土地は時価や公示地価ではなく、「路線価方式路線価×面積」や「倍率方式」で計算するのが基本だが、形状や接している道路との関係などによって加算・減算があり、計算が難しいので、相続に詳しい税理士に依頼して評価額を計算してもらうとよい。

大都市圏だと路線価が高く、土地の相続税評価額も高くなるが、相続税評価額も高くなるが、亡くなった人が住んでいた土地に同居していた親族が引き続き住むなどの条件を満たすと、評価額が8割減額される「小規模宅地等の特例」がある。これが使えれば土地の評価額が大きく減るが、条件が細かい。

贈与について

贈与については年間110万円までは課税せず、相続財産にも加算しないことになったため、利用価値が高まったといえる。持ち戻しの対象とならない贈与税の非課税制度を利用する方法も考えられる。「配偶者控除」は、婚姻期間20年以上の配偶者が居住用財産を贈与する場合、2000万円まで非課税となる。「住宅資金贈与の非課税制度」は、父母や祖父母が、子や孫に住宅資金を贈与するとき、省エネ住宅等は1000万円、それ以外は500万円まで非課税になる仕組み。税制改正で利用期限が26年末までに延長された。

相続税対策は専門家に相談する

相続・贈与に関する法律や税制は改正が多い。それを個人でフォローしていくのは難しいので、相続税対策を立てるには専門知識を持つプロのサポートを受けることが大切だ。

ランドマーク税理士法人は、25年以上の実績を持つ相続税に特化したプロ集団であり、累計9000件を超える相続税申告実績は国内トップクラスだ。不動産の相続税評価額の計算、生前贈与や不動産活用を含めた相続税対策などを、550人を超えるプロがしっかりサポートし、一人ひとりに適した対策を提案してくれる。無料相談会を定期的に開催しているため、相続が気になる人は気軽に参加してみるとよいだろう。

ランドマーク税理士法人アンバサダー

QuizKnock

と税務知識を楽しく学ぼう!



ランドマーク税理士法人×QuizKnockコラボ動画
確定申告ってどんな仕組み? 税理士に聞いてみた!

YouTube更新中

定例セミナー開催 **参加無料 要予約** ※定例セミナーは1回1回の開催です。

令和7年度税制改正と不動産の相続問題

生前贈与に関するルール、マンションの評価方法、相続登記の義務化等の詳しい改正点や対策方法を解説します。

日時: **4月10日(木) 14:00~16:00**
(セミナー 14:00~15:00 個別相談 15:00~16:00)

会場: **新横浜セミナールーム**
神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目4番1号 日本生命新横浜ビル6階

無料セミナー相談会のお問い合わせ、お申し込みは下記まで
TEL.0120-48-7271
平日 9:00~18:00 土曜日 9:00~18:00 日曜日 10:00~17:00
<https://www.landmark-tax.com/>

経営者セミナー開催 **受講有料 要予約** ※毎日内容での開催

会社の相続 ~事業承継~

「TBS JNNニュース」毎週日曜 6:45~(番組提供中)
「千葉テレビスポット」CM放送中
「ラジオFMヨコハマ」CM放送中
「ラジオFM NACK5」CM放送中

日時: **6月6日(金) 13:00~16:00**
会場: **新横浜セミナールーム**
神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目4番1号 日本生命新横浜ビル6階

日時: **7月15日(火) 13:00~16:00**
会場: **丸の内セミナールーム**
東京都千代田区丸の内2丁目5番2号三蔵ビル9階

経営者セミナーの詳細お申込みは 経営者セミナーのお問い合わせ TEL.03-6269-9996

ランドマーク税理士法人は、相続相談2万6,000件、相続税申告9,000件超の実績を誇る、相続税申告・生前贈与・各種税務申告の専門税理士事務所です。東京・神奈川・埼玉・千葉を中心に15拠点を展開。国税局OBなど550人を超える相続税に強い社員が相続をフルサポートします。初回の相談は無料です(60~90分)。

ランドマーク税理士法人は相続・事業承継・資産承継の専門家集団として総合的にサポートします。

 清田 幸佑 公認会計士・税理士 (税理士事務所設立10年) その後、ランドマーク税理士法人勤務	 平塚 一成 税理士 (税理士事務所設立10年) その後、ランドマーク税理士法人勤務	 松本 豊 税理士・不動産鑑定士 (税理士事務所設立10年) その後、ランドマーク税理士法人勤務	 江連 貴徳 元国税調査官・税理士 (税理士事務所設立10年) その後、ランドマーク税理士法人勤務	 押山 満 元国税調査官・税理士 (税理士事務所設立10年) その後、ランドマーク税理士法人勤務	 小倉 正裕 元国税調査官・税理士 (税理士事務所設立10年) その後、ランドマーク税理士法人勤務	 清田 幸弘 元国税調査官・税理士 (税理士事務所設立10年) その後、ランドマーク税理士法人勤務	 金子 守 元国税調査官・税理士 (税理士事務所設立10年) その後、ランドマーク税理士法人勤務	 大坂 裕彦 元国税調査官・税理士 (税理士事務所設立10年) その後、ランドマーク税理士法人勤務	 岡山 敦 元国税調査官・税理士 (税理士事務所設立10年) その後、ランドマーク税理士法人勤務	 永瀬 寿子 税理士 (税理士事務所設立10年) その後、ランドマーク税理士法人勤務	 植松 務 公認会計士・税理士 (税理士事務所設立10年) その後、ランドマーク税理士法人勤務	 杉山 貴紀 税理士 (税理士事務所設立10年) その後、ランドマーク税理士法人勤務
---	---	---	--	---	--	--	---	--	---	---	--	---